

横浜市映像配信支援プログラム

市内文化施設を利用して、映像コンテンツを制作・配信する取組を支援します

文化芸術を生業とし、活動自粛・休業要請等により、横浜市内の文化施設での公演・展示等が延期又は中止となってしまった方を対象に、横浜市内のライブハウス・ホール・劇場等の施設を使って、無観客公演など現時点の社会情勢に合った形で文化芸術企画を実施し、その映像をインターネット上で配信する取組に対して支援金を給付します。

専用ホームページを御参照ください。>> <https://covid19.yafjp.org/grants2/>

1 支援対象者

対象となる文化芸術分野(※)における活動を生業とした法人又は個人事業主で、次のすべての条件を満たすこと。また、次項「2 支援対象事業」の実施責任者であること。ただし行政の外郭団体は除く。

- (1) 横浜市内在住または市内に活動拠点を置いていること。
- (2) 不特定多数の者を対象とした公演・展示・上映等に関わる活動に対して過去1年以内に対価を得た実績のあること。かつ今後も活動を継続する意思のあること。
- (3) 横浜市内の施設（ライブハウス、ホール、劇場等）で実施を予定していた文化芸術企画（対象分野は後述）が、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を理由として延期又は中止となった実績を有すること。

(※)対象となる文化芸術分野

音楽、演劇、映像・写真、舞踊、美術、伝統芸能、茶華書道

(公演・展示・上映等の企画・制作・運営に関わる事業者・施設運営者等も対象です。)

その他にも要件がありますので要項をご覧ください。採択は同一法人・個人事業主について最大5件までです。

2 支援対象事業

次の(1)から(3)のすべての条件を満たすこと。

- (1) 令和2年4月1日以降同年12月31日までに映像配信を行う事業。
- (2) 動画の撮影会場が横浜市内の施設（ライブハウス、ホール、劇場等）であること。
- (3) 映像配信は、インターネット上のWEBサイトで不特定多数の方が見ることができる方法で実施すること。

対象経費については令和2年4月1日から12月31日までに支出されたもの等、別途要件があります。

3 給付額

- (1) 金額
1件上限70万円
- (2) 採択予定件数
100件程度（申請書類をもとに有識者が企画内容を審査し、採択を決定）

4 申請方法

- (1) 申請期間
令和2年6月15日(月)10時から7月3日(金)まで(必着)
- (2) 申請方法
横浜市映像配信支援プログラムのホームページよりメールで申請を受付。郵送不可
>> <https://covid19.yafjp.org/grants2/>
- (3) 申請先及び問い合わせ先
横浜市映像配信支援プログラム事務局（電話:045-663-9955 メール:eizo@tvk-coms.co.jp）
申請先メールアドレスは上記ホームページ上で後日公開
(お問合せは6月5日(金)から開始。平日10時～17時。土日祝は除く)

令和2年5月28日から募集開始した「横浜市文化芸術活動応援プログラム」に申請した方も、本助成の要件を満たせば、重複して申請することが可能です。ただし、原則として別事業であること。

お問合せ先

文化観光局文化振興課長

野田 日文

Tel 045-671-3703